

委員会提出議案第2号

市民病院経営の財政基盤安定化に向けた財政支援及び物価・賃金上昇に対応できる診療報酬改定の即時実施を求める意見書について

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条第2項の規定により提出します。

令和7年3月19日 提出

提出者 文教厚生建設委員会

委員長 堀内和久

市民病院経営の財政基盤安定化に向けた財政支援及び 物価・賃金上昇に対応できる診療報酬改定の即時実施を求める意見書

全国自治体病院協議会が会員病院を対象に実施した緊急調査によると、令和5年度上半期の医業損益の合計は569億円の赤字で、前年同期の394億円の赤字から1.4倍に赤字幅が拡大する見込みであることが示された。また、各種メディアを通じ、大学病院や自治体病院等の大幅赤字による経営悪化が報道されている。その背景には、コロナ禍後、入院患者数の回復が見込めないことに加え、近年の物価や賃金の高騰が影響している。

令和6年の診療報酬改定では、新設されたベースアップ評価料は「令和6年に2.5%の給与増を行えるように設計されている」と説明されているものの、賃上げ促進税制が適用されていない自治体病院等では、人事院勧告を踏まえた「2.5%をはるかに上回る給与増」に対応することは極めて困難である。

また、物価の高騰により、医薬品や医療材料の価格が上昇しているだけではなく、その大半が人件費で構成されている委託料や人材確保のための紹介・派遣手数料も増加し、病院経営にかかる負担は一層深刻化している。様々なコストが増加するなか、人件費を抑制すれば、医師や看護師等の離職が加速し、適切な医療サービスの提供が困難となる。

橋本市民病院においても、令和5年度の医業利益が約9億円の赤字となり、収益改善の取組を進めるものの、人件費等経費の高騰により現在も厳しい状況は続き、令和6年度の医業利益は約10億円の赤字となる見通しである。

政府は、最低賃金を全国加重平均で1,500円に引き上げるという目標を掲げ、その時期を「2030年代半ば」から「2020年代」へと前倒しする方針を示している。しかし、公定価格である診療報酬は、病院が独自に費用を上乗せすることができず、経営コストが上昇し続ける現状では、地域医療の将来をまったく見通せないため早急な対策が求められる。

公立病院は地域住民の命を守る社会インフラであり、持続可能な地域医療を確保するには、病院経営の安定化に向けた柔軟な資金調達手段が不可欠である。

よって、橋本市議会は、国に対し、公立病院経営の財政基盤の安定化に向け、以下の対策を速やかに実施するよう強く要望する。

記

1. 令和7年度地方財政施策における病院事業債（経営改善推進事業）の創設については、公立病院の経営改善に実効性のある制度を迅速に検討し、柔軟な運用をされたい。また、「持続可能な地域医療の確保」に向けた新たな補助金制度の創設を直ちに実施されたい。

2. 診療報酬改定について、急激な物価及び人件費の高騰を踏まえ、持続可能な地域医療の確保のために、入院基本料等の見直しを行うなど、令和7年度において抜本的な対策を講じられたい。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日
橋本市議会

(意見書提出先)

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣